



一般質問報告 パート1

大垣市民病院の理念

「患者中心の医療」の充実を求めて

大垣市民病院は高度急性期医療を提供する西濃医療圏の基幹病院で、全国の自治体病院の中では数少ない黒字病院です。この大垣市民病院の理念は「患者中心の医療」と「良質な医療の提供」を掲げており、私はこの理念から見て大垣市民病院の医療はどうなのかという問題意識を持ってきました。そして今回一般質問で「患者中心の医療」を追求すべく「よろず相談センター」の役割について質問しました。

大垣市議会議員 笹田トヨ子

大垣市民病院の「よろず相談センター」は

よろず相談センターは平成19年に開設されましたが、今ではよろず相談・地域連携課として、「医療福祉相談」など様々な相談に応じたり、地域医療機関などとの連携を進めています。病院のホームページには「医療福祉相談についてのご予約」があり、病気やけがによる不安のほか、医療費の支払いなど生活上の心配毎等、様々な問題について相談する場と案内されています。

医療福祉相談8969件

ホームページの「よくあるご質問」の例に「医療費の支払い、生活費に困っている・・・」場合は、「医療ソーシャルワーカーに相談ください」とあります。

ところが、医療費の未払いで督促をうけた人が、医事課の窓口に行くと、業務委託をしている会社の社員が相談にあたり、未払い金の分割払いの話になります。これ

では相談にならないと、よろず相談に行くと、医療費の未払いは医事課へと紹介されます。ホームページには医療ソーシャルワーカーが相談すると書いてあるのに、実態はたらい回しでした。

いったいよろず相談・地域連携課はどのような仕事を

医療福祉相談区分	平成29年度	平成30年度 (10月まで)
意見箱	4 8 9 件	2 8 1 件
苦情	7 7 7 件	2 2 件
介護保険	4 1 6 件	3 3 4 件
医療福祉相談	7 9 7 8 件	4 0 8 2 件
合計	8 9 6 9 件	4 7 1 9 件

行っているのか、医療福祉相談の件数やその内容を求めました。以下が、その件数です。

平成29年度の件数では合計で8969件、その内医療福祉相談は7987件ですが、医療費未払いの相談がどれだけ分からず、相談内容までは分析できていません。

医事課に医療ソーシャルワーカーの設置を

医療費の支払い等の相談がどれだけあるのか、生活困窮で医療費が払えない場合は、国保法44条で減免できる制度があります。また、医療費未払いだけでなく、生活全般に困窮している場合は、生活再建のための相談も必要になってきます。

医療費の未払いによって、督促で医事課の窓口に来られる方は医療福祉相談を必要としている人々ではないでしょうか。医事課の窓口によらず相談の医療ソーシャルワーカーを配置してはいかかかと一般質問で提案しました。

医療費滞納問題は福祉の視点で対策を

市民病院の改革プランを見ても、医療費の未収金問題は「収益の確保」といった経営的な視点でしかとらえられていませんが、この問題の多くは市民の生活困窮に起因しているもので、市民の生活再建の課題としてとらえないと本当の解決にはならないと思います。

厚労省は、生活困窮で医療費が払えない事態をうけて、「国保法44条の活用を」と通達を出しました。それを受けて、岐阜県下のほとんどの自治体が国保法44条による医療費窓口負担の減免制度を要綱で定めています。しかし大垣市は作っていません。「患者中心の医療」を理念とする病院として、医療をうける市民の生活実態まで踏み込んだ取り組みが必要だと思います。

